

**鳥取県告示第244号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく市道の新設に関する工事を次のとおり廃止しようとするので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 廃 止 の 日
鳥取市道南岸線	鳥取市佐治町古市字井領131-1地先から同市佐治町大井字縄手255-5地先まで	新設	平成25年3月31日
	鳥取市佐治町大井字鷺フロシ303-9地先から同市佐治町大井字聖坂700地先まで		
	鳥取市佐治町森坪字井出上310-10地先から同地先まで		